

令和 4年 9月13日

お客さま各位

日高信用金庫

「当座勘定規定」改定のお知らせ

平素は、日高信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、全国銀行協会では、令和4年11月に電子交換所を設立し、手形・小切手の交換方法を電子化することから、当金庫の当座勘定規定を下記のとおり改定させていただきます。

なお、改定後の規定は、改訂前からお取引いただいているお客様にも適用されますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 主な改定内容

詳細は別紙「新旧対照表」のとおり。

- (1) 振出人等への支払済手形の受戻期限の設定、および同期限経過後の取扱い規定の追加
- (2) イメージファイルにより印鑑照合・手形用紙確認を行う旨の免責規定への追加
- (3) 全国銀行個人信用情報センターにおける不渡情報照会の取扱廃止に伴う個人信用情報センターへの登録規定の削除

2. 改定する規定

- (1) 当座勘定規定
- (2) 当座勘定規定（専用約束手形口用）

3. 改定日

令和 4年11月 4日（金）

以 上

① 当座勘定規定新旧対照表

(改正箇所：朱字および下線部)

改 正 後	改 正 前
第1条～第6条 (省略) 第7条 (手形、小切手の支払) (1) (省略) <u>(2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます)があります。</u> <u>(3) 小切手または手形の支払いの委託を取消す場合には、振出または引受け名義のいかんにかかわらず、本人または代理人のいずれからでも届出ることが出来るものとします。なお、届出は書面によってください。</u> <u>(4) 当座勘定の払戻しの場合には、本人または代理人が自己の名義で振出した小切手を使用してください。</u> 第8条 (手形、小切手用紙) (1)～(3) (省略) <u>(4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。</u> <u>(5) 手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u> <u>(6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u> <u>(7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u> 第9条～第16条 (省略) 第17条 (印鑑照合等) (1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名 <u>(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)</u> を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2) 手形、小切手として使用された用紙 <u>(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)</u> を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。	第1条～第6条 (省略) 第7条 (手形、小切手の支払) (1) (省略) (新設) (2) 小切手または手形の支払いの委託を取消す場合には、振出または引受け名義のいかんにかかわらず、本人または代理人のいずれからでも届出ることが出来るものとします。なお、届出は書面によってください。 (3) 当座勘定の払戻しの場合には、本人または代理人が自己の名義で振出した小切手を使用してください。 第8条 (手形、小切手用紙) (1)～(3) (省略) (新設) (4) 手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。 (新設) (新設) 第9条～第16条 (省略) 第17条 (印鑑照合等) (1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2) 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。

改 正 後	改 正 前
(3) この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。 第18条～第30条（省略） (削除) <u>第31条</u>（保険事故発生時における預金者からの相殺）（省略） <u>第32条</u>（規程の変更等）（省略） 以上 <u>令和4年11月4日改正</u>	(3) この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。 第18条～第30条（省略） <u>第31条（個人情報センターへの登録）</u> <u>個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに5年間（ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</u> <u>① 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。</u> <u>② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</u> <u>③ 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</u> 第32条（保険事故発生時における預金者からの相殺）（省略） 第33条（規程の変更等）（省略） 以上 令和2年4月1日改正

② 当座勘定規定（専用約束手形口用）新旧対照表

（改正箇所：朱字および下線部）

改 正 後	改 正 前
第1条～第6条（省略） 第7条（手形の支払） (1)（省略） <u>(2) 前項の支払にあたっては、手形の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</u> <u>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、当金庫所定の請求手続きをしてください。</u> 第8条（手形、小切手用紙） (1)（省略） <u>(2) 当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、本人が振出したものでない手形や改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。</u> <u>(3) 手形用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u> <u>(4) 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。</u> 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 <u>(5) 当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u> <u>(6) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当金庫所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u> 第9条～第14条（省略） 第15条（印鑑照合等） (1) 手形、請求書、諸届け書類に使用された印影または署名（<u>電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます</u>）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2) 手形として使用された用紙（<u>電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます</u>）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。 (3) この規定および別に定める約束手形用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様と	第1条～第6条（省略） 第7条（手形、小切手の支払） (1)（省略） （新設） (2) 当座勘定の払戻しの場合には、当金庫所定の請求手続きをしてください。 第8条（手形、小切手用紙） (1)（省略） （新設） (2) 手形用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。 (3) 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 （新設） （新設） 第9条～第14条（省略） 第15条（印鑑照合等） (1) 手形、請求書、諸届け書類に使用された印影または署名を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2) 手形として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。 (3) この規定および別に定める約束手形用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とし

改 正 後	改 正 前
します。 第 16 条～第 27 条（省略） （削除） <u>第28条</u>（保険事故発生時における預金者からの相殺） （省略） <u>第29条</u>（規程の変更等） （省略） 以上 <u>令和 4 年11月 4 日改正</u>	ます。 第16条～第27条（省略） <u>第28条（個人信用情報センターへの登録）</u> <u>個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに5年間（ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</u> <u>① 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。</u> <u>② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</u> <u>③ 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</u> 第29条（保険事故発生時における預金者からの相殺） （省略） 第30条（規程の変更等） （省略） 以上 令和 2 年 4 月 1 日改正